

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険の資格・給付管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯山市は、国民健康保険の資格・給付管理に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯山市長

公表日

令和5年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格、給付管理に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者に対し資格管理、被保険者証・限度額適用認定証の発行、レセプトの点検管理、療養費等の給付(公金受取口座の照会・取得を含む)等に関する事務を実施する。</p> <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたこと、当該仕組みのような他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合・情報集約システム(国保連合会に設置するサーバ群と市に設置する国保総合PCで構成)、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、レセプト情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項、第101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠): 42、43、44、45、121の項 (別表第二における情報提供の根拠): 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第25条、第25条の2、第26条、第59条の4 (情報照会の根拠): 第1、2、3、4、5、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、44の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3の各条</p> <p>公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、第9条、第10条 公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部市民環境課
②所属長の役職名	市民環境課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯山市総務部庶務課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯山市民生部市民環境課 長野県飯山市大字飯山1110-1 電話0269-62-3111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

变更日期	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月9日	I.1.③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合PC	事前	
平成29年2月9日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二(別表第二における情報照会の根拠):42.43.44の項(別表第二における情報提供の根拠):1.2.3.4.5.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120の項	番号法第19条第7項 別表第二(別表第二における情報照会の根拠):42.43.44の項(別表第二における情報提供の根拠):1.2.3.4.5.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120の項 主務省令で定める事務及び情報をもつての命令(情報提供の根拠):第25条、第25条の2、第26条 (情報照会の根拠):第1.2.3.4.5.10の2、11の2、12の3.15.19.20.25.33.44の2.43.44.46.49.53.55の2 の各条	事後	
平成29年2月9日	I.5.②所属長	民生部長兼市民環境課長 堀内隆夫	市民環境課長 高橋 久	事後	
平成31年4月1日	I.5.②所属長の役職名	市民環境課長 高橋 久	市民環境課長	事後	
平成31年4月1日	II.1対象人数の時点	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II.2取扱者数の時点	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年3月9日	I.1.②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し資格管理、被保険者証・限度額適用認定証の発行、レセプトの点検管理、療養費等の給付等に関する事務を実施する。	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し資格管理、被保険者証・限度額適用認定証の発行、レセプトの点検管理、療養費等の給付等に関する事務を実施する。 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認の仕組みを導入を行うこととされたことと、当該仕組みのような他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)(及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、被保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)] ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会へ提供し、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年3月9日	I.1.③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合PC	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合、情報集約システム(国保連合会に設置するサーバー群と市に設置する国保総合PCで構成)、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年3月9日	I.3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項第30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月9日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二(別表第二における情報照会の根拠):42.43.44の項(別表第二における情報提供の根拠):1.2.3.4.5.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもつての命令(情報提供の根拠):第25条、第25条の2、第26条 (情報照会の根拠):第1.2.3.4.5.10の2、11の2、12の3.15.19.20.25.33.44の2、43.44.46.49.53.55の2の各条	番号法第19条第7項 別表第二(別表第二における情報照会の根拠):42.43.44の項(別表第二における情報提供の根拠):1.2.3.4.5.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもつての命令(情報提供の根拠):第25条、第25条の2、第26条 (情報照会の根拠):第1.2.3.4.5.10の2、11の2、12の3.15.19.20.25.33.44の2、43.44.46.49.53.55の2の各条 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第4条第4項(利用目的:情報連携のためにはオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月9日	II.1対象人数の時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年3月9日	II.2取扱者数の時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和3年4月1日	II.1対象人数の時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II.2取扱者数の時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年2月19日	I.1.②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し資格管理、被保険者証・限度額適用認定証の発行、レセプトの点検管理、療養費等の給付等に関する事務を実施する。	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し資格管理、被保険者証・限度額適用認定証の発行、レセプトの点検管理、療養費等の給付(公金受取口座の照会・取得を含む)等に関する事務を実施する。	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加
令和5年2月19日	I.3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第一 第30項、第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加
令和5年2月19日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠):42.43.44の項(別表第二における情報提供の根拠):1.2.3.4.5.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもつての命令(情報提供の根拠):第25条、第25条の2、第26条 (情報照会の根拠):第1.2.3.4.5.10の2、11の2、12の3.15.19.20.25.33.44の2、43.44.46.49.53.55の2の各条	番号法第19条第8項 別表第二(別表第二における情報照会の根拠):42.43.44.45.121の項(別表第二における情報提供の根拠):1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報をもつての命令(情報提供の根拠):第25条、第25条の2、第26条、第59条の4(情報照会の根拠):第1.2.3.4.5.10の2、11の2、12の3.15.19.20.25.33.44の2、43.44.46.49.53.55の2、59の3の各条 公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、第9条、第10条 公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加
令和5年2月19日	II.1対象人数の時点	令和3年4月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年2月19日	II.2取扱者数の時点	令和3年4月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	